

お知らせ

固定資産に関するお知らせ

固定資産の価格などの縦覧

納税者が所有する土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額を比較することができる制度です。

- 日時 4月30日(水) まで
平日 8:30 ~ 17:15
- 場所 課税課窓口
- 対象 市内に固定資産(土地・家屋)を所有する納税者、納税者の代理人、納税管理人、納税者の相続人
- 持ち物
 - 本人確認ができるもの
 - 代理人：納税者からの委任状
 - 相続人：相続関係を証明する戸籍謄本など

納税通知書を発送します

令和7年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月10日(木)に発送します。

問 課税課 ☎ (93) 0444

納期内納付にご協力ください

4/30 (水)

■固定資産税・都市計画税 第1期

市税の納付方法のご案内

市税は、市民の皆さんが健康で安全に快適な暮らしができるよう、福祉や教育の充実、都市基盤の整備、消防・救急活動をするために欠くことのできない貴重な財源です。市税は次の方法で納付できます。必ず期限までに納付をお願いします。

■地方税お支払サイトや各種スマホ決済アプリで納付

納付書に eL (eL マーク) があれば次の納付方法が利用できます。

- スマホ決済アプリ
- ペイジー (ATM・インターネットバンキング)
- 地方税お支払サイト
(クレジットカード、インターネットバンキング、口座からの直接支払い)



【納付書に eL-QR (QR コード) がある富里市税】

- 市民税・県民税・森林環境税 (普通徴収) ○固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税 (種別割) ○国民健康保険税 (普通徴収)

■口座振替

指定口座から納期限日に自動的に引き落としとして納付する便利な制度です。一度申し込むと、翌年以降も自動継続されます。

■金融機関窓口や富里市役所会計課、日吉台出張所で納付

■コンビニエンスストアで納付 (現金のみ)

【コンビニで使えない納付書】

- 1枚の納付額が30万円を超えるもの ○バーコード表示のないもの

詳しい市税の納付方法や納期限は、市公式ホームページをご覧ください。



問 納税課 ☎ (93) 0434

納税の猶予制度

市税を納期限内に納付することができない理由があるときには、申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

病気や事業の廃止など、特別な事情で納期限までに納付できないときは、必ず相談してください。

納税相談の際には、身分証明書 (マイナンバーカードや運転免許証など) の提示をお願いします。

代理で相談をされる場合には、本人が署名押印した委任状が必要です。

問 納税課 ☎ (93) 0433

住所証明書の廃止

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、軽自動車の各種手続きの際に住所を証明する次の書類が6月29日(日)をもって廃止となります。

- 住所証明書 (軽自動車検査申請用)
 - 法人住所証明書 (軽自動車用)
- 6月30日(月)からは、個人は住民票の写し、法人は営業証明書をご使用ください。なお、代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先

- 住所証明書 (住民票)
市民課 ☎ (93) 4086
- 法人住所証明書 (営業証明書)
課税課 ☎ (93) 0443

有料広告枠

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

有料広告枠

有料広告スペース